

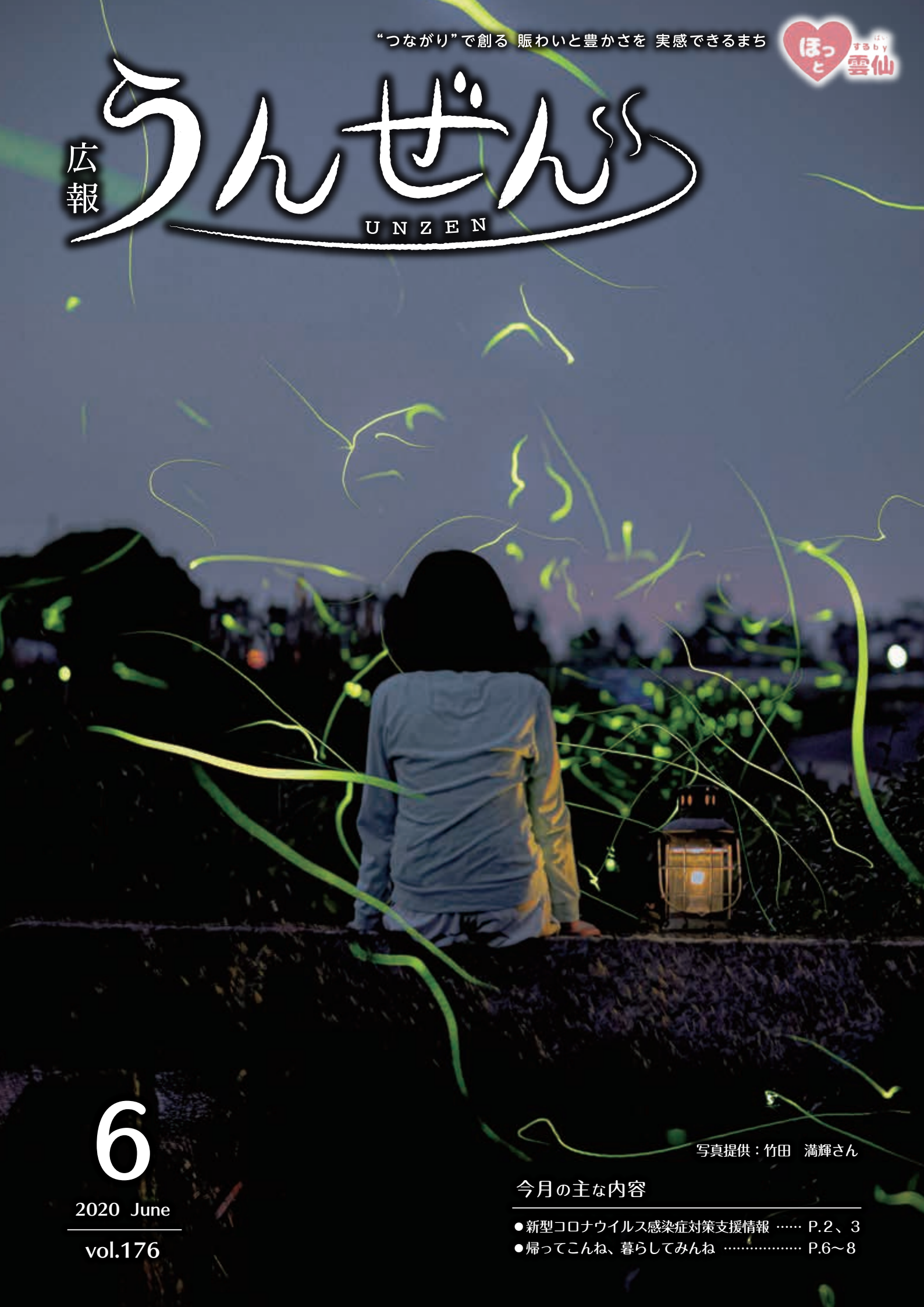
“つながり”で創る 賑わいと豊かさを 実感できるまち



広報

うんぜん

U N Z E N



6

2020 June

vol.176

写真提供：竹田 満輝さん

今月の主な内容

- 新型コロナウイルス感染症対策支援情報 …… P.2、3
- 帰ってこんね、暮らしてみんね …… P.6～8

〇〇〇 支援情報 〇〇〇

個人向け

新型コロナウイルス感染症に関する支援施策についてご案内します。
(掲載時点の情報であり、情勢の変化等により変更がある可能性があります。)

給付金

特別定額給付金

家計への支援を行うため、特別定額給付金を給付します。

給付対象者 令和2年4月27日において、雲仙市の住民基本台帳に登録されている人

受給権者 給付対象者の属する世帯の世帯主

給付額 給付対象者1人につき**10万円**

申請方法

(1)郵送申請方式

5月11日から特別定額給付金にかかる申請書等が簡易書留にて郵送されていますので、同封の「特別定額給付金申請書」にご記入の上、返信用封筒によりご返信ください。

※市からの申請書を受け取ることができなかった人や世帯構成員や法定代理人ではない人が代理人となる場合は、地域づくり推進課へお問い合わせください。

(2)オンライン申請方式(マイナンバーカードを所持した世帯主が申請可能)

オンライン申請方式の詳細については、総務省ホームページをご確認ください。

給付方法 原則として世帯主または代理人名義の銀行口座への振込み

給付開始 郵送申請方式は5月21日、オンライン申請方式は5月14日より順次支給を行っています。

申請期限 令和2年8月14日(金)まで

※「子育て世帯への臨時特別給付金」については、P.23をご覧ください。

必ず申請をお願いします！

問 地域づくり推進課 ☎0957-38-3193

商品券

雲仙市緊急消費喚起対策事業

市内飲食店および各事業所で利用できる商品券を5月15日から全世帯へ配布しています！

配布枚数

(1人世帯) **飲食店用商品券 1,000円**

+ **共通商品券 1,000円**

(2人世帯) **飲食店用商品券 2,000円**

+ **共通商品券 1,000円**

(3人世帯以上) **飲食店用商品券 3,000円**

+ **共通商品券 1,000円**

使用可能期間 発行日から令和3年2月28日(日)まで

※商品券取扱店については、市ホームページをご覧ください。

問 商工労政課 ☎0957-38-3111

宿泊補助

雲仙市緊急宿泊促進支援事業

市内宿泊施設を利用された人に、宿泊費の半額を補助します！

補助金額 1人1泊あたり宿泊料金(飲食代を含む)の半額、上限2万円 ⇒ 何度でもご利用いただけます！

ご利用方法

①ご希望の宿泊施設に直接電話で予約してください。その際、雲仙市民であることと当事業を利用したい旨をお伝えください。

②チェックイン時に、雲仙市民であることが証明できる対象者全員分の身分証(運転免許証、マイナンバーカード、保険証など)をコピーさせていただきます。

③チェックアウト時に、宿泊料金の半額をお支払ください。

実施期間 〈第1期〉令和2年8月31日(月)まで

※期間中に予算額に達しない場合は、第2期(9月以降)の募集を行います。

※対象施設等については、市ホームページまたは観光協会ホームページをご覧ください。

問 観光物産課 ☎0957-38-3111

住まい

住宅確保給付金事業

離職等で住居を失うおそれのある方の家賃相当額を家主や不動産業者に一定期間直接振り込みます。

支給対象者

① 離職・廃業後2年以内の人

② 新型コロナウイルス感染症の影響で、離職・廃業と同程度の状況にある人

支給要件

① 離職前に世帯の主な生計維持者であったこと

② 就職活動を行うこと

※このほか収入や預貯金などの要件があります。

支給額の一例

32,000円(単身世帯)～42,000円(3人～5人世帯)

問 保護課 ☎0957-36-2500

相談窓口

各種相談窓口

○感染の疑いに関する相談(帰国者・接触者相談センター)

問 県南保健所 ☎0957-62-3289

○水道料金・下水道使用料の分割納付または支払い猶予の相談

問 水道課・下水道課 ☎0957-38-3111

○国民健康保険および後期高齢者医療の被保険者で、新型コロナウイルス感染症に感染した、または感染が疑われるため、仕事ができず、その期間の給与の支払いが得られないことへの相談

問 総合窓口課 ☎0957-38-3111

○緊急小口資金等の特例貸付に関する相談

問 雲仙市社会福祉協議会 ☎0957-37-2855

雲仙市事業継続支援金

経営に影響を受けた事業者に対し、支援金を支給します。(詳しくは、市ホームページに掲載しています。)

<市内の農業・水産業(主業事業者)>

支給要件

令和2年3月～5月の平均売上額が、前年同期の平均売上額と比較して**20%以上減少**していること。

支給額

- ①売上額50%以上減少…**上限30万円**
- ②売上額20%以上50%未満減少…**上限15万円**

申請方法

所定の申請書に必要事項を記載のうえ、必要書類を添付し、**原則郵送**。(送付先:〒859-1107 雲仙市吾妻町牛口名714番地)※市役所窓口でも受け付けます。

申請期限 **令和3年3月25日(木)まで**

問 (農業者の方) 農林課 ☎0957-38-3111
(水産業者の方) 農漁村整備課 ☎0957-38-3111

<市内の中小・小規模事業者>

支給要件

令和2年3月～5月の任意の1か月の売上額が、前年同月と比較して**20%以上減少**していること。

支給額

- ①売上額50%以上減少…**上限30万円**
- ②売上額20%以上50%未満減少…**上限15万円**

申請方法

所定の申請書に必要事項を記載のうえ、必要書類を添付し、**原則郵送**。(送付先:〒859-1107 雲仙市吾妻町牛口名714番地)※市役所窓口でも受け付けます。

申請期限 **令和3年3月25日(木)まで**

問 商工労政課 ☎0957-38-3111

補助金

高収益作物持続化支援事業

市内農業者へ次期作に必要な資材購入費用を助成します。

事業要件 国の「高収益作物次期作支援交付金」の要件を満たす3戸以上の農業者団体等

補助金額 **10aあたり25,000円**

申請方法 詳しくは、担当課にお問い合わせください。

問 農林課 ☎0957-38-3111

補助金

肉用牛経営体質強化緊急支援事業

経営体質強化に取り組む肉用牛肥育経営体を支援します。

事業要件 県の「肉用牛経営体質強化緊急支援事業」の要件を満たす3戸以上の農業者団体等

補助金額 **出荷1頭あたり5,500円**

申請方法 詳しくは、担当課にお問い合わせください。

問 農林課 ☎0957-38-3111

給付金

持続化給付金

特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給します。

給付要件

- (1) **ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少**している事業者。
- (2) 2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者
- (3) **法人の場合は、**
 - ① **資本金の額または出資の総額が10億円未満**
 - または、
 - ② 上記の定めがない場合、**常時使用する従業員の数が200人以下**である事業者

問 持続化給付金事業 コールセンター ☎0120-115-570 / [IP 電話専用回線] ☎03-6831-0613

給付額

中小法人等は**200万円**、個人事業者等は**100万円**
※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

(売上減少分の計算方法)

前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上×12か月)

※2019年に創業した人や売上が一定期間に偏在している人などには特例があります。

※一度給付を受けた人は、再度給付申請することができません。

P R

UNZEN エール企画

「配達(デリバリー)」や「持ち帰り(テイクアウト)」に取り組む市内旅館・飲食店等を市ホームページに掲載します!(掲載は無料です!)

申込方法

「参加希望用紙」を商工労政課へ提出してください。
※「参加希望用紙」は市ホームページに掲載しています。

問 商工労政課 ☎0957-38-3111

相談窓口

各種相談窓口

○ 農業者の支援に関する相談

問 農林課 ☎0957-38-3111

○ 水産業者の支援に関する相談

問 農漁村整備課 ☎0957-38-3111

○ 中小・小規模事業者に関する相談

問 商工労政課 ☎0957-38-3111

○ 市税の納税の猶予に関する相談

問 収納推進課 ☎0957-38-3111



春の叙勲・褒章、高齢者叙勲を受章！

4月29日に春の叙勲等が発令され、雲仙市から5人が受章されました。誠におめでとうございます。(敬称略)

●令和2年春の叙勲

旭日単光章(地方自治功労)

元国見町代表監査委員 川崎 龍城

瑞宝単光章(社会福祉功労)

元民生・児童委員 大石 親徳

●令和2年春の褒章 黄綬褒章(業務精励)

農業 池田 進

●第34回危険業務従事者叙勲 瑞宝双光章(防衛功労)

元一等海尉 島崎 信博

元一等海尉 中村 智

また、4月1日に高齢者叙勲が発令され、1人が受章されました。誠におめでとうございます。(敬称略)

●高齢者叙勲(地方自治功労)

元小浜町役場収入役 藤本 三徳

第13回島原雲仙農協肉牛枝肉共励会が開催されました！

4月9日、佐世保食肉センターにおいて、第13回島原雲仙農協肉牛枝肉共励会が開催されました。島原半島3市の肥育農家から黒毛和種31頭が出品され、雲仙市からは平野幸一さん(千々石町)が銀賞を受賞しました。



〈受賞者コメント〉

今年も賞をいただけて大変うれしく思っております。これから、皆さんに美味しいお肉を届けられるよう頑張りたいと思っておりますので、牛肉の消費のほうもよろしくお願いします。

非接触型体温計をいただきました！



4月24日、宅島建設株式会社様より、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、非接触型体温計20台を寄贈いただきました。非接触型体温計は、本庁や各総合支所等の窓口を設置しています。

◀宅島建設株式会社 宅島社長(左)

マスクをいただきました！

寄贈者のご意向を踏まえ、大切に使用させていただきます。



●4月27日、プラスナイロン株式会社様より、自社製マスク1,000枚を寄贈いただきました。

◀プラスナイロン株式会社 荒木社長(中央)、前田愛野工場長(右)

●4月30日、旭工業株式会社雲仙工場様より、マスク1,200枚を寄贈いただきました。

旭工業株式会社雲仙工場 川口副工場長(右) ▶



●5月8日、木村 節子様(国見町在住)より、布製マスク(手作り)を寄贈いただきました。



●5月13日、株式会社にくせん様より、マスク1万枚を寄贈いただきました。

マスクは、一般社団法人南高医師会様へ送らせていただきました。

▲(左から)雲仙市商工会 大久保副会長、(一社)南高医師会 太田副会長、金澤市長、株式会社にくせん 酒井社長、酒井専務

●5月14日、社会福祉法人雲仙市社会福祉協議会様より、マスク(手作り)620枚を寄贈いただきました。

雲仙市社会福祉協議会 本多会長(右)、吉田副会長(中央) ▶



●5月21日、加藤自動車様より、マスク2,000枚を寄贈いただきました。

雲仙市スポーツ推進委員を紹介します！

4月18日、千々石総合支所にて、令和2年度雲仙市スポーツ推進委員会総会が行われました。

スポーツ推進委員は市教育委員会が委嘱する委員であり、市スポーツ行政の推進者として重要な役割を担っています。

本年度は、「第4回市民ラジオ体操会」や「第3回市レクリエーション&スポーツフェスタ」の運営協力のほか、軽スポーツやがんばらば体操の推進活動に取り組んでいくことが確認され、委員の積極的な活動が期待されます。



◀新規雲仙市スポーツ推進委員

〈後列左から〉

前田祥平(愛野)、脇田豊彰(小浜)、元村孝太郎(小浜)、和田香恵(南串山)、力丸美歌(愛野)

〈前列左から〉

寺田洋平(国見)、林田拓哉(国見)、松本辰彦(吾妻)、竹添由起(吾妻)

100回目のハッピーバースデー♪



坂本マチヨさん



森マツヨさん

国見町にお住まいの坂本マチヨさん、森山町の病院にいらっしゃる森マツヨさんが100歳を迎えられました。

坂本さんの長生きの秘訣は「健康料理を研究し作って食べること」だそうです。森さんの秘訣は「よく食べ、よく笑うこと」だそうです。どうぞこれからも健康で長生きされて、幸せにお過ごしください。

紙芝居をいただきました！

4月に小浜町雲仙のやまびこ友の会（代表福田葉子様）より、雲仙市図書館と小浜図書館へ紙芝居『白雀の乱』を寄贈していただきました。地域に伝わる昔話を元にした、手作りの温かみを感じる紙芝居です。ぜひ子どもたちへの読み聞かせ等にご利用ください。



また、地域の成り立ちや素晴らしいさを伝えるため、『雲仙島原半島ジオパークかるた』も作成されています。併せてご活用ください。

校庭を泳ぐ90匹のこいのぼり

4月22日～5月7日にかけて、多比良小学校の校庭に約90匹のこいのぼりが揚げられました。新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、「こいのぼりを見た人が少しでも元気になってくれたら」という思いで、保護者や地域の人たちにこいのぼりを提供してもらい、先生方が揚げられたとのこと。



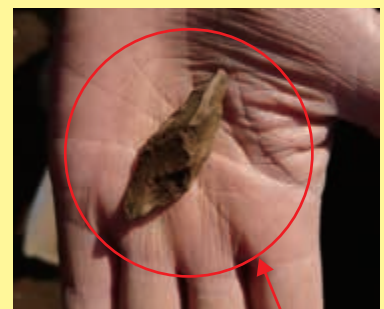
新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、「こいのぼりを見た人が少しでも元気になってくれたら」という思いで、保護者や地域の人たちにこいのぼりを提供してもらい、先生方が揚げられたとのこと。

愛野町で発掘調査を行いました！

令和元年6月～令和2年3月、畑地圃場整備に伴う発掘調査を行いました。火箱遺跡では、旧石器時代の角錐状石器（槍先）や、奈良時代～平安時代頃の住居跡、江戸時代頃の道路が発見されました。

角錐状石器は約2万年前のもので、愛野町では最古の資料と考えられます。また、奈良時代～平安時代頃の住居跡からは須恵器（古墳時代に朝鮮半島から伝わってきた土器）や土師器といった日常生活に用いられていたと考えられる土器が大量に発見されました。

今回の調査から、火箱遺跡周辺は、約2万年前の旧石器時代から現代に至るまで、人々の生活が営まれていた様子が分かってきました。今年度も引き続き7月頃から、火箱遺跡の調査を予定しています。



旧石器時代 角錐状石器

◀奈良時代～平安時代頃
住居跡 調査風景住居跡から須恵器▶
出土状況

帰ってこんね、暮らしてみんね

～お知り合いの方にご紹介ください～

全国の多くの市町村と同じように、雲仙市も人口の減少が進んでいます。
こうした中、雲仙市では婚姻数を増やす取り組みや、市内へ移住・定住される方への
住まいや子育てなどさまざまな支援を行っています。
今回は「結婚応援」と「住まいに関する支援」をご紹介します。

《結婚応援》

出会いから結婚まで切れ目ない支援

【出会い】

- ①お見合いシステム登録
促進補助
- ②グループ交流促進事業
- ③婚活イベントの支援

【恋愛】

- ④カップル応援事業
※「世話やき隊」の登録

【結婚】

- ⑤結婚奨励金
- ⑥結婚新生活支援補助金

引き続き、妊娠・出産・子育て支援へ！

①お見合いシステム登録促進補助

県の婚活サポートセンターが運営する「お見合いシステム」への登録料(1万円)を全額補助します。

○対象となる人

- 以下の項目などすべての要件に該当する人
 - ・雲仙市内に1年以上住んでいる人
 - ・20歳以上42歳未満の独身男女
 - ・市の「幸せ運ぶメールマガジン」に登録できる人

○金額 1万円



【お見合いシステムとは？】

県が導入・運営する会員制のデータマッチングシステムです。

結婚を希望する独身男女が、自身のプロフィールを「登録(会員登録)」し、お相手情報を「閲覧」して、
会いたい方への申し込みを行います。相手の了解が得られたら、県婚活サポートセンターのお見合いシ
ステムサポーターがお二人を引き合わせ、その後のサポートなども行います。

会員登録の方法等、詳しくは県婚活サポートセンターのホームページをご覧ください。

長崎県婚活サポートセンター

検索 🔍

②グループ交流促進事業

令和元年度から県が実施する「企業間交流事業」を市も推進し、3～4名程度の独身者によるグループ交流の促進に取り組みます。

③婚活イベントの支援

民間の団体などが婚活イベントを開催される際、対象経費の3分の2を補助します。

○対象となるイベント(以下の項目などすべての要件に該当するイベント)

- ・営利目的ではないもの
- ・参加予定者が概ね10名以上
- ・参加者の半数以上が雲仙市内にお住まいまたはお勤めされている人

○金額 補助対象経費の**3分の2(1回のイベントにつき10万円まで)**



④カップル応援事業

出会いから結婚までサポートする市民の方を「世話やき隊」として市が登録し、悩み事相談などカップルの応援に取り組んでいただくものです。世話やき隊の活動により、めでたく成婚に至った場合には、**世話やき隊の方に奨励金10万円**を交付します。市内の「世話好き」の皆様、ぜひご応募ください！

○「世話やき隊」に登録できる人(以下の項目などすべての要件に該当する人)

- ・市内にお住まいで20歳以上の既婚の人
- ・県婚活サポートセンターのお見合いシステムサポーターまたは縁結び隊に登録できる人
- ・結婚サポートを業としていない人
- ・個人情報の収集や管理等について、「雲仙市個人情報保護条例」を遵守する人

○奨励金の対象となる夫婦

夫婦ともに42歳未満で、3年以上市内へ居住することを誓約する夫婦

⑤結婚奨励金 ※令和3年度まで

平成31年4月1日から令和4年3月31日までに結婚される夫婦に奨励金を交付し、新婚世帯の経済的負担を軽減することで、結婚を希望されるお二人の後押しをします。

○奨励金の対象となる夫婦(以下の項目などすべての要件に該当する夫婦)

- ・夫婦ともに42歳未満で、3年以上市内へ居住することを誓約する夫婦
(婚姻した日から1年以内に申請し、令和4年3月31日までに承認が必要です。)
- ・市内の自治会へ加入している夫婦

○金額 以下の金額を3年に分けて交付

- | | |
|--------------------------|------|
| ・結婚前から二人とも市内にお住まいの夫婦 | 50万円 |
| ・結婚をきっかけに、お一人が市外から転入した夫婦 | 55万円 |
| ・結婚をきっかけに、二人とも市外から転入した夫婦 | 60万円 |



⑥結婚新生活支援補助金

令和2年1月1日から令和3年3月31日までに結婚される夫婦に、結婚に伴う新居の費用や引越し費用等を補助し、新婚世帯の経済的負担を軽減することで、結婚を希望されるお二人の後押しをします。

○奨励金の対象となる夫婦

以下の項目などすべての要件に該当する夫婦

- ・夫婦ともに34歳以下で、3年以上市内へ居住することを誓約する夫婦
- ・世帯所得の合計額が340万円未満である夫婦

○対象となる経費 住居の購入費または賃料、敷金、礼金、引越し費用 など

○金額 補助対象経費の**全額(1世帯あたり30万円まで)**

※それぞれの補助金等には他にも要件があります。詳しくは下記へお問い合わせください。

問 地域づくり推進課 ☎0957-38-3111

《住まいに関する支援》

補助金等の名称		概要
定住促進奨励補助金	新築住宅取得補助金	・平成26年4月1日～令和4年3月31日までに取得した新築住宅 ・新築住宅取得者に以下の合計額を5年間交付（5年以上定住） ① 固定資産税の2分の1（上限10万円） ② 18歳以下に1万円／人
	中古住宅購入補助金	・平成27年3月24日～令和4年3月31日までに購入した中古住宅 ・中古住宅購入者に以下の合計額を交付（5年以上定住） ① 定額10万円 ② 18歳以下に1万円／人
移住促進空き家リフォーム補助金		空き家バンク登録物件のリフォームを補助（5年以上定住） ・台所、浴室、トイレ、洗面所等の改修など対象工事等の2分の1（上限50万円） ・市外からの転入者が賃借する場合が対象
若者Uターン家賃補助金 ※今年度までに転入した方が対象		若者を含む世帯が市内へ転入した場合、家賃の 2分の1 を24か月補助（2年以上定住） 上限 単身： 15,000円／月 複数： 25,000円／月
空き家等情報登録制度（空き家バンク）		市内に家を探している方と、活用できる状態の空き家をマッチング
空き家活用促進奨励補助金	空き家物件調査補助金	空き家バンク登録希望物件の調査費用を補助 定額 7,000円
	家財道具等片付け補助金	空き家バンク登録物件の家財道具等の処分や搬出経費を全額補助（ 上限10万円 ）
	空き家仲介手数料補助金	契約時の不動産業者仲介手数料の実費を入居者へ補助（ 上限10万円 ）
空き家バンク登録奨励金		空き家バンク物件所有者へ、契約成立時に 定額5万円 を交付。
定住促進奨学資金償還補助金 ※令和2年度スタート！		令和2年4月1日以降に奨学資金の償還を開始する方へ、年度内に償還した奨学金の 2分の1 を補助します。 （上限： 高等学校 年間36,000円、専門学校等 年間45,000円、大学等 年間60,000円 ）

※それぞれの補助金等には他にも要件があります。詳しくは下記へお問い合わせください。

問 地域づくり推進課 ☎0957-38-3111

動かさない大きな石を利用してつくった棚田 —ジオの見どころ—



雲仙温泉街から千々石へ下る県道128号の途中に、^{たけ}岳地区を一望できる展望台があります。そこから棚田を観察すると、棚田の幅に違いがあるのがわかります。それはなぜでしょうか? 答えは、石積みの基点となる石に関係があります。

一般的に棚田は、山間のひらけた緩やかな斜面につくられるもので、この地形は、地すべりによって土砂が谷を埋め立てることでできます。地すべりは地中に

埋まっている直径数メートルにおよぶ大きな石までも斜面の下方へ運ぶため、土地を切り開く上で、このような大きな石は、住民にとって悩みの種でした。そこで住民は、大きな石を無理に動かさず、そこを基点にし、その周辺部に石を積んで棚田をつくったのです。

土地の特徴を生かして石積みが行われた岳地区の棚田。美しい棚田が生まれた背景には、先人たちの知恵と苦勞の歴史が隠されています。

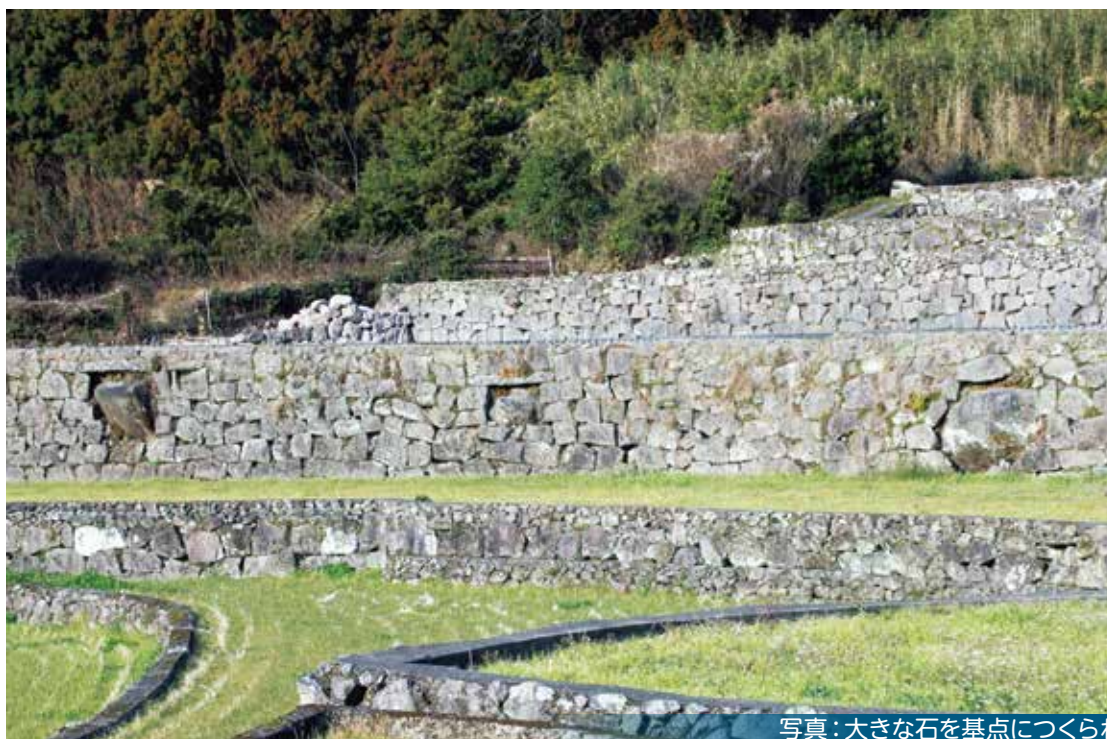


写真: 大きな石を基点につくられた石垣

「ブラタモリ」撮影裏話動画配信中!!

3月14日に放送されました、ブラタモリ「島原・天草～なぜキリシタンは250年も潜伏できた?～」の内容を撮影裏話を交えながら、Dr.オーノこと島原半島

ジオパーク協議会事務局次長の大野希一がお話する、約21分間の動画を作成しました。

動画の視聴方法

以下の方法から視聴できます。

無料動画サイト「YouTube」

(URL <https://www.youtube.com/watch?v=9jyfo8L9szY&feature=youtu.be>)

※右のQRコードの読み取りからでも視聴できます。



問 島原半島ジオパーク協議会事務局 ☎0957-65-5540

後期高齢者医療保険料の均等割額の軽減額の軽減率が変わります

※世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額が33万円以下の方

現在、75歳以上の方の保険料均等割額は、世帯の所得状況に応じて、軽減されています。法律上7割軽減の対象の方は、これまでさらに上乗せして軽減されてきましたが、令和元年度から、段階的に見直しを行っています。

今年度は、保険料均等割額の軽減割合が次のとおり見直され、均等割の金額が変わります。

【保険料の計算方法】年間保険料＝均等割額＋所得割額

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額)	均等割額の軽減割合				
	本来の軽減	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
(平成30年度における8.5割軽減の区分) 33万円以下		8.5割	8.5割 (月平均額) 約570円⇒	7.75割 約880円	7割
(平成30年度における9割軽減の区分) 上記世帯のうち、被保険者全員の年金収入80万円以下・各種所得なし	7割	9割	8割 (月平均額) 約760円⇒	7割	

後期高齢者医療保険料を年金からの引き落としで納めている皆様へ

年度前半（4月・6月・8月）は前年度の2月と同額となり、後半（10月・12月・2月）で年間の保険料を調整します。

引き落とし額への影響は、基本的に10月からです。

保険料の年金からの引き落とし金額の例

7.75割減の対象となる方

1,100円 4月	1,100円 6月	1,100円 8月	1,300円 10月	1,100円 12月	1,100円 2月	⇒	1,100円 4月	1,100円 6月	1,100円 8月	2,500円 10月	2,400円 12月	2,400円 2月
令和元年度 年額6,800円（月平均約570円） （8.5割軽減）							令和2年度 年額10,600円（月平均約880円） （7.75割軽減）					

7割軽減の対象となる方

800円 4月	800円 6月	800円 8月	2,300円 10月	2,200円 12月	2,200円 2月	⇒	2,200円 4月	2,200円 6月	2,200円 8月	2,500円 10月	2,500円 12月	2,500円 2月
令和元年度 年額9,100円（月平均約760円） （8割軽減）							令和2年度 年額14,100円（月平均約1,180円） （7割軽減）					

問 総合窓口課 ☎0957-38-3111

税務課 国保市民税班からのお知らせ (市県民税・国民健康保険税)

① 国民健康保険税の改定について

■ 改定の理由

国の令和2年度税制改正に伴い、国民健康保険税における負担の公平性を図るため、「課税限度額の引上げ」と「軽減措置の拡充」を行います。

■ 課税限度額の引上げ

※ 所得割、均等割、平等割の税率などは変更ありません

区分(対象者)		医療分 (国保加入者すべての方)		後期高齢者支援分 (国保加入者すべての方)		介護分 (国保加入者で40歳～64歳までの方)		備考
		改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後	
所得割(%)	所得に対して	8.6	8.6	2.6	2.6	2.3	2.3	
均等割(円)	加入者1人当り	26,500	26,500	7,500	7,500	9,000	9,000	
平等割(円)	1世帯当り	27,000	27,000	7,400	7,400	6,000	6,000	
課税限度額(円)		610,000	630,000	190,000	190,000	160,000	170,000	+30,000

■ 軽減措置の拡充

軽減措置とは、所得に応じて国民健康保険税の均等割および平等割を一定割合(7割、5割、2割)軽減する制度です。

軽減区分		軽減基準(世帯主および国保加入者の合計所得が下記金額以下の場合に該当)
7割軽減	変更なし	33万円
5割軽減	改正前	33万円+28万円×(国保加入者数)
	改正後	33万円+ 28.5万円 ×(国保加入者数)
2割軽減	改正前	33万円+51万円×(国保加入者数)
	改正後	33万円+ 52万円 ×(国保加入者数)

■ 軽減措置を受けるには、申告が必要です。

国民健康保険加入世帯の中で、**1人でも所得の申告をしていない人がいるとその世帯の所得が不確定なため、軽減判定基準の所得額以下であっても軽減措置が受けられません。なお、無収入の場合も申告(市内在住者の扶養親族等は除く)が必要です。**また、病院での高額療養費自己負担額の判定や、入院時の限度額認定証交付等の適用についても不利益を受ける場合があります。

② 3月17日(火)以降に確定申告等をされた場合の注意点について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、所得税の確定申告および市県民税の申告期限が延長されたことにより、**令和2年3月17日(火)以降に令和元年分所得税の確定申告書、または令和2年度分市県民税の申告書を提出された場合は、これらの申告書に基づく令和2年度市県民税の課税に間に合わない、または申告した内容が反映されない場合があります。**この場合、特別徴収は7月以降、普通徴収は第2期以降の課税または税額更正を行ったうえで通知いたします。

また、市県民税の情報を基にする国民健康保険税や介護保険料、その他の各種手当等に影響を及ぼす可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

問 税務課 ☎0957-38-3111

建築課からのお知らせ

問 建築課 ☎0957-38-3111

受付期間 令和2年12月25日(金)まで

(予算がなくなり次第終了します。)(市税の滞納がある場合、補助金の交付が制限されます。)

※要件等、詳細は建築課へお尋ねください。

雲仙市住宅性能向上リフォーム支援事業

性能向上を図るリフォーム工事をを行う住宅の所有者※に対し補助を行います。

補助対象となるリフォーム工事(工事費の合計が50万円以上のものに限る。)の概要は、①～③のものとなります。(市内業者に発注するリフォーム工事に限る。)

(※自ら所有し、居住する(または居住しようとする)住宅に限ります。)

①バリアフリー・安全型 【廊下や各室のバリアフリー工事】

【廊下・階段】 【浴室】 【トイレ】

【台所の改修工事】 【24時間換気設備設置工事】

②省エネルギー型

【複層ガラスの設置】 【断熱材の施工】 【高効率給湯器の設置】

【断熱瓦の葺き替え】

③防災型

【防火外壁への張り替え】 【基礎等の補強工事】 【防災瓦の葺き替え】

上記①②③に示す工事は、あくまで各工事種別の一例です。

上記対象工事に係る費用の1/5を補助します。

※上限額：①バリアフリー・安全型

②省エネルギー型

③防災型

10万円

10万円

10万円

①+②+③の合計で

最高20万円

子育て応援住宅支援事業

多子世帯で自ら居住するために中古住宅を取得(中古住宅の取得の際に行うリフォームを含む)する方や、新たに3世代で同居または近居するために、中古住宅の取得またはリフォームをする方に対し、費用の一部を補助します。

■補助対象住宅

- ①一戸建て住宅(併用住宅の場合は、住宅の用に供する部分に限る)
- ②マンション等の共同住宅等で人の居住の用に供する専有部分

■補助対象者

- ①多子世帯に属し、自ら居住するための中古住宅(延床面積60平方メートル以上に限る)を取得しようとする人
- ②①の際に併せて住宅を改修しようとする人
- ③新たに3世代で同居または近居するために住宅を改修しようとする人
- ④新たに3世代で同居または近居するために中古住宅を取得しようとする人

※補助対象工事は、補助要綱に定めるものに限ります。

■定義

- ①多子世帯：3人以上の18歳未満の子が属する世帯または、2人の18歳未満の子が属し、3人目を希望する世帯
- ②3世代：小学生以下の子(出産予定児)がいる子育て中の世帯を含む3つ以上の世代
- ③同居：同一住宅(同一敷地内にある離れ等の建築物を含む)に居住すること
- ④近居：市内の同一小学校区または隣接する小学校区に居住すること

■補助金額

補助対象経費の1/5(上限40万円)

ただし、子育て応援団体等所属者の申請の場合は上限44万円

危険ブロック塀等除却支援事業

通学路を含む避難路および避難地（以下「避難路等」）に面するひび割れ、傾き等がある危険なブロック塀等の除却を行う方に対して、除却費の一部を補助します。



■補助対象ブロック塀等

補強コンクリートブロック造および組積造の塀（フェンスなどとの混用の場合を含む。）および門柱で、次のいずれかに該当するもの

- ①避難路等に面し、かつ、高さが1メートル以上のブロック塀等で、ひび割れ、傾きまたはぐらつき等が認められ、危険な状態にあるもの
- ②上記①のほか、避難路等に面したブロック塀等で、倒壊等の危険性により除却が必要と認められるもの

■補助対象者

- ①補助対象ブロック塀等の存する土地または建物の登記事項証明書に所有者として登録されている人
- ②補助対象ブロック塀等の存する土地または建物の

固定資産税納税通知書・課税明細書または名寄帳兼課税台帳に納税義務者または代納者として記載されている人

- ③上記①または②に規定する人の相続人
- ④上記①、②、③に規定する人から補助対象ブロック塀等の除却についての同意を受けた人

■補助金額

- ①ブロック塀等の除却に要する費用（解体・運搬・処分等）の **2/3（上限5万円）**
- ②通学路に面し補助対象者が非課税世帯の場合は、除却に要する費用（解体・運搬・処分等）の **全額（上限20万円）**

※なお、除却に要する費用は上記①・②いずれも1平方メートル当り1万円を上限とします。

安全・安心住まいづくり支援事業 ～木造住宅の耐震診断費用を補助します～

■対象となる住宅

市内にある昭和56年5月31日以前に着工した3階建て以下の戸建て木造住宅で、延べ面積の過半の部分が、住宅用に使われているもの。**（平成12年6月1日以降に増築された住宅は対象になりません。）**

■補助対象者

補助対象住宅を所有し、現にその住宅に居住する人

■補助金額

耐震診断にかかる費用61,500円に対し、**41,000円**を補助します。

※耐震診断の結果、耐震性が低いと診断された住宅には、耐震改修計画作成（図面作成）費用の補助制度があります。

補助金額：作成費用の **2/3（上限7万円）**

※耐震改修計画に基づく耐震改修工事（診断の結果耐震基準に適合しない住宅を撤去した土地で行う新築工事を含む。）費用の補助制度もあります。

補助金額：工事費用の **3/4（上限90万円）**



老朽危険空き家除却支援事業

安全・安心な住環境づくりを促進するため、老朽化等により危険な空き家の除却を行う方に対して、除却費の一部を補助します。

■対象建築物

現在、使用されていない木造または鉄骨造で、国が定める評点が合計100点以上となる危険な空き家住宅

■補助対象者

- ①建築物の所有者または所有者に準ずるとして市長が認めた人
- ②相続人（他の相続人全員の同意が必要です。）
- ③①または②の人から除却について同意を受けた人

■補助対象経費

次のいずれか少ない額

- ①解体・運搬・処分に要する費用の **8/10**
- ②国が定める除却工事費により算定した額の **8/10**

■補助金額

補助対象経費の **1/2（上限50万円）**



6月

うんぜんくらしのカレンダー

●

午前の相談は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となります。
午後の相談対象者には通知を送付しています。(受付/午後1時～1時15分)

●

の対象者には通知を送付しています。(受付/午後1時～1時15分)

●

の申込は前日までに保護課(☎36-2500)までご連絡ください。

医

…休日在宅当番医(午前9時～午後5時)

※行事などは変更になることがありますので、あらかじめご了承ください。

日	月	火	水	木	金	土
7	1	2 ●赤ちゃん健康相談 (愛野保健福祉センター)	3 ●視覚障害者生活訓練 (午前10時～午後2時30分、愛野保健福祉センター) ●赤ちゃん健康相談 (南串山保健福祉センター)	4 ●献血(午後2時30分～4時、瑞穂総合支所) ●赤ちゃん健康相談 (南串山保健福祉センター)	5 ●赤ちゃん健康相談 (国見農村環境改善センター)	6
14	8	●障害者巡回相談 (午後1時30分～4時、小浜総合支所)	9 ●1歳6か月児健康診査(愛野保健福祉センター)	10 ●ハローワーク諒早巡回相談(午前10時30分～午後3時15分、千々石保健センター) ●視覚障害者生活訓練 (午前10時～午後2時30分、愛野保健福祉センター)	11	12
		医前田内科胃腸科医院 (瑞穂町☎77-3089) 医天野医院 (千々石町☎37-2015)				
14	15	16 ●3歳児健康診査 (国見農村環境改善センター)	17 ●視覚障害者生活訓練 (午前10時～午後2時30分、愛の夢未来センター)	18 ●1歳6か月児健康診査(国見農村環境改善センター)	19 ●献血(午前9時30分～11時、午後0時30分～4時、雲仙市役所)	20
		医梅津医院 (国見町☎78-5156) 医木戸医院 (小浜町☎74-2046)				

21	22	23 ●3歳児健康診査(愛野保健福祉センター)	24	25 ●献血(午後1時30分～4時、愛野保健福祉センター)	26 ●1歳6か月児健康診査(小浜老人福祉センター)	27
		医松本内科医院 (国見町☎65-3333) 医菅耳鼻咽喉科 (南串山町☎88-3131)				
28	29	30			今月の税 市県民税(1期) 納期限・口座振替日：6月30日(火) 口座振替をご利用の方は残高の確認をお願いします。	
		医佐藤医院 (国見町☎78-5555) 医木戸眼科 (小浜町☎74-3222)				

休日在宅歯科医当番医

(診療時間／午前9時～正午)

	医 療 機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	医 療 機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
7日	前川歯科医院	南島原市	82－2255	小嶺歯科医院	南島原市	82－3535
	徳永歯科医院	国 見 町	78－3105	松本歯科医院	島 原 市	68－3872
14日	まつしま歯科医院	南島原市	82－0600	有家ふるせ歯科クリニック	南島原市	82－4182
	末吉歯科	島 原 市	68－0150	森元歯科クリニック	島 原 市	68－0017

子どもに関する電話相談（PHS、IP 電話からはつながりません）

市教育委員会「親子ホットライン」……………☎0120-96-7947

市福祉事務所「家庭ホットライン」……………☎0120-928-471

県教育委員会「24時間子供SOSダイヤル」……………☎0120-0-78310

県医療政策課「小児救急でんわ相談」(午後6時～午前8時、日祝日全日)☎#8000

長崎県男女共同参画推進センター　ぎらりあ

◆一般相談窓口 ☎095-822-4730

◆男性相談窓口 ☎095-825-9622

※一般相談窓口　受付時間　午前9時～午後5時（祝日・年末年始除く）女性相談員が相談をお受けします。

※男性相談窓口　受付時間　毎月第2・4水曜日　午後6時～9時 男性相談員が相談をお受けします。

令和2年度雲仙市産業サポート事業 企画公募について

～ 創業・経営改革、農商工連携事業、買物弱者支援事業を支援します！ ～

事業区分	創業・経営改革サポート事業	農商工連携サポート事業	買物弱者支援サポート事業
補助対象者	市内で創業または経営改革に取り組む個人、中小企業者	市内農林漁業者を含む2業種以上で組織され、互いに資源や工夫を出し合い、密接な繋がりをもつ連携体	市内で、買物弱者支援を行おうとする個人、中小企業者
補助対象事業	高い技術と優れた事業計画により行われる創業や経営改革に取り組む、事業化を行うもの。	農商工連携により、新商品・新技術・新サービスの開発および提供を行う事業	買物弱者支援事業を行おうとするもの。
補助対象期間	2年以内（交付決定は1年ごと）		
補助率	補助対象経費の2分の1以内		
補助限度額	1件 300万円		

審査方法 事務的審査（1次審査）の後、面接形式の審査会（2次審査）を行います。

応募締切 6月30日（火）午後5時15分まで（窓口まで持参）

※交付条件等、詳細については商工労政課へお尋ねください。

問 商工労政課 ☎0957-38-3111

雲仙市景観審議会委員を募集します

雲仙市景観審議会は、雲仙市景観計画に基づく各種事業や市長の諮問に応じ、景観まちづくりに関する事項を審議するため、雲仙市景観条例に基づき設置されています。市では、審議会に参加し、ご意見をいただける方を募集します。

募集人数 2名

応募資格 ①6月1日現在、満18歳以上の雲仙市内にお住まいの人で、雲仙市の景観について関心・熱意のある人②任期開始日に引き続き住所を有する見込みで、会議に出席できる人

任期 委嘱した日から2年間

内容 委員として、年に1～3回程度、平日昼間の会議に出席し、意見を述べていただきます。報酬等は、雲仙市の規定に基づきお支払いします。

応募期間 6月1日（月）～6月30日（火）必着

応募方法 監理課または各総合支所に備え付けの応募用紙に必要事項を記入し、「雲仙市の景観」をテーマとした作文（800字以内）を添えて、監理課または各総合支所窓口へお申し込みください。なお、作文の書式は自由ですが、応募用紙裏面にも様式を印刷しておりますので、ご活用ください。

※応募用紙は、市ホームページからもダウンロードできます。また、応募は郵送、FAX、Eメールのいずれかでもできます。

選考方法 応募要件を満たした方の中から、書類選考により委員の選考を行います。なお、選考の状況により面接を行う場合があります。面接の通知、選考の結果は個別に通知します。

問 監理課 ☎0957-38-3111

AEDの購入費用の補助について

市民の安全安心の向上を図るため、不特定多数の方が利用する施設の設置者が自動体外式除細動器（AED）を設置または更新する際の費用の一部を予算の範囲内で補助します。

申し込みが多数の場合は、対象施設の優先順位により交付決定させていただきます。

申請事務等について、見積書の添付等、お悩みの点がありましたら、市民安全課へお気軽にご相談ください。

対象施設（優先順位）

- (1) 自治公民館
- (2) 保育所・幼稚園・認定こども園
- (3) 福祉施設
- (4) 宿泊施設
- (5) その他市長が認める施設

対象機器（補助対象限度額）

- ・AED1セット（本体、除細動パッド、バッテリー、屋外設置ボックス）（限度額：20万円）
- ・除細動パッド（限度額：大人用5千円、子ども用1万円）
- ・バッテリー（限度額：2万円）
- ・屋外設置ボックス（限度額：6万円）



補助率 1/2（1施設につき各対象機器1回限り）

※千円未満切捨て。 ※リースは対象外です。

申請書類（申請書類は市民安全課または各総合支所に備えてあります）

- (1) 交付申請書
- (2) 設置場所の位置図
- (3) 見積書の写し
- (4) 雲仙市税の滞納がない証明書（雲仙市税の滞納がない誓約書及び調査同意書でも可）

申請期日 7月31日（金）までに申請書類を市民安全課または各総合支所に提出してください。

※交付条件等、詳細については市民安全課へお尋ねください。

問 市民安全課 ☎0957-38-3111

国民年金からのお知らせ

離婚時の年金分割制度のお知らせ

離婚した場合、お二人の婚姻期間中の厚生年金を分割して、それぞれ自分の年金とすることが出来ます。

離婚後2年以内に手続きを行っていただく必要がありますので、お早めにご相談ください。

問 諫早年金事務所 ☎0957-25-1662
総合窓口課 ☎0957-38-3111

ハローワーク諫早巡回相談が開催されます！

日時 6月10日（水）午前10時30分～午後3時15分

場所 雲仙市福祉事務所（千々石庁舎内）

対象者 ひとり親家庭のお父さん、お母さん

内容 職業相談、職業紹介
一人45分程度

*事前に電話予約してください。

問 子ども支援課 ☎0957-36-2500

戸別受信機の点検をしましょう！

市では各家庭に防災行政無線の「戸別受信機」の設置を行っています。
災害時には市民の生命や財産を守り被害を最小限にとどめるため、災害関連情報や避難勧告などをお知らせするほか、平常時には行政情報などの広報にも活用しています。
「戸別受信機」はいつでも情報を受け取ることができるよう、普段から各家庭でメンテナンスをお願いします。

Check 1 ▶ 電波は常にON！

せっかくの戸別受信機も電源を入れていないと情報を受信することができません。

Check 2 ▶ 乾電池はこまめにチェック！

戸別受信機は、通常コンセントから電源を引いていますが、台風や地震で停電したときは乾電池を電源として使用します。

いざという時に使えるよう、乾電池は1年を目安に交換しましょう。

Check 3 ▶ 湿気やほこりはNGです！

台所や浴室、加湿器のそばなどに戸別受信機を置くのは避けましょう。

戸別受信機は精密機械です。蒸気や煙、水分、ほこりなどが内部に入ると故障の原因となりますので定期的に掃除をしましょう。

故障の原因No.1？

→ 乾電池の液漏れ

赤色ランプの点滅は電池切れの合図です。すぐに新しい電池と交換してください。使い切った乾電池を入れたままにしておくで液漏れが起き、機械が故障してしまいます。

また、長期間家を空けるためにコンセントを抜く場合は、本体機のスイッチも切りましょう。

問 危機管理室 ☎0957-38-3111

国保からのお知らせ



国保マスコットキャラクター
「ケンくん」

医療費の節約のために
おうちでできること！



国保マスコットキャラクター
「コウくん」

① 運動不足の解消！

運動不足は肥満の要因であり、肥満は生活習慣病の温床となります。発症すれば治療に多くの費用や時間が必要です。

⇒生活の中で「すきま時間」に「ながら運動」を取り入れてみましょう。

例えば・・・歯磨きしながらスクワット、テレビを見ながらストレッチ など

② バランスの良い食事！

かたよった食生活による高血圧、高血糖は、自覚症状が乏しく放置されやすいため、気づかないうちに症状が悪化し、長期間の治療が必要になります。⇒不足しがちなビタミン、ミネラルを補うため、いつもより多めに野菜を食べることを心がけましょう。

③ 質の良い睡眠！

睡眠不足や不眠は、疲労やストレスの蓄積、免疫力の低下を招き、あらゆる病気のリスクを高め日常生活に支障を及ぼすことになります。

⇒疲労回復や免疫力向上のため、就寝前の習慣に気を配りましょう。

例えば・・・ぬるめの湯にゆっくりりつかり下半身をしっかりと温める。就寝直前までのスマホ操作を控える。

<今月のオススメ>

国保税がスマホ・タブレットを使ってクレジットカードで納付できます！

詳しくは

問 総合窓口課 ☎0957-38-3111

行政相談委員をご存知ですか？

行政相談委員による行政相談

市には、7名の行政相談委員があり、毎月定例相談を行っています。

相談は、無料ですので、「どこに相談したらよいかわからない」「国道の道路案内の標識を改善して欲しい」「年金の裁定額に納得がいかない」といったお困りごとがあれば、お気軽にご相談ください。

行政相談委員は、行政全般について市民の皆さんの苦情やご意見・ご要望をお聞きし、公正・中立の立場から関係行政機関などに必要なあつせんを行い、その解決や実現の促進を図るとともに、皆さんの声を行政の制度や運営の改善にいかしています。

相談日時や場所

相談場所	日程	開設時間
国見総合支所	毎月第2水曜日	午前9時～正午
瑞穂総合支所	毎月第2木曜日	午前9時～正午
雲仙市役所本庁	毎月第2木曜日	午前9時～正午
愛の夢未来センター (愛野総合支所)	毎月第2木曜日	午前9時～正午
千々石総合支所	毎月第2火曜日	午後1時～4時
小浜総合支所	毎月第2水曜日	午後1時～4時
南串山総合支所	毎月第2水曜日	午後1時～4時

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、相談を中止する場合もあります。

行政相談委員 ※令和2年4月1日付けで、小川龍二さんが新たに委員に委嘱されました。



久本愛子委員
(国見町)



横田弘範委員
(瑞穂町)



小川龍二委員
(吾妻町)



重野 淳委員
(愛野町)



中瀬政則委員
(千々石町)



松田幸紀委員
(小浜町)



山本 修委員
(南串山町)

問 地域づくり推進課 ☎0957-38-3111

自立相談支援事業



なかなか
仕事が
見つからない

仕事を
辞めて家賃が
払えない

家族のことで
悩んでいる



しごとやくらしの困りごとありませんか？

あなたの生活・お金・仕事に関する悩みを
解決へ向けて支援いたします。
一人で抱え込まずにまずはお電話を！



問 保護課 ☎0957-36-2500

6 月は食育月間



食育は生きる上での基本で、正しい食生活を身に付けるとともに、食べ物の収穫を体験し感謝の気持ちを育むことや、地元の食材の利用を促進すること、食の安心・安全を配慮する等、様々な分野に及んでいます。

今回は、新型コロナウイルス感染症の影響により家で過ごす機会が増えた今だからこそ見直したい「健康な食生活」と大切にしたい「郷土の食」について、お伝えします。

今こそ見直そう！「健康な食生活」

今、私にできる食育①

いつもより心がけたいポイント

早寝・早起き・朝ごはん



規則正しい生活と3度の食事で健康な体をつくりましょう。

栄養バランスを心がける



彩りのよい食事はバランスが整いやすくなります。

調理と食事の前後には手洗いを



病原菌を体内に入れないために、せっけんを使って手洗いをしましょう。

食事を楽しもう



地元の食材の素晴らしさを味わうなど会話を楽しみながら食事をする機会をもちましょう。

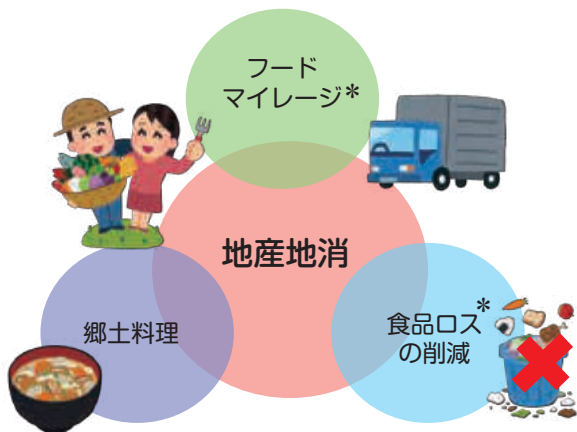
もっと！「郷土の食」を楽しもう♪

今、私にできる食育②

地元の食品や食材を使って地元を応援！

《地産地消はイイことだらけ！》

- ①食材は新鮮で、旬の野菜は栄養価も豊富。
- ②食材の輸送に伴う二酸化炭素の排出量を少なくし環境への配慮につながる。(フードマイレージ)
- ③食品や食材の売れ残りが少なくなる(食品ロスの削減)
- ④地元の食材を活かした郷土料理や食文化を知ることによって「雲仙市産の食材の魅力」を再発見！！



ここからでも元気な毎日を過ごしていくために、日々の生活の中でいつもより「食」のことを意識してみてもいいでしょうか？

*フード・マイレージ：生産地から食卓までの距離が短い食料を食べた方が、輸送に伴う環境への負荷が少ないという考え方。
*食品ロス：食べ残し、売れ残りや期限が近いなど様々な理由で、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品。

運動のススメ

～ストレッチ編～

現代は日常生活の中でバンザイの姿勢をすることがほとんどありません。猫背の状態での動作が圧倒的に多くなっています。

筋肉にもっと効果的な刺激を与えてあげましょう！

②左右横にたおします



①上に伸びましょう

熱中症を予防しよう

熱中症は、梅雨の合間に突然気温が上昇した日や梅雨明けの蒸し暑い日など、体が暑さに慣れないときに起こりやすいとされています。そのため、例年梅雨入り前の**5月頃**から発生し、梅雨明けの**7月下旬**から**8月上旬**に多発する傾向にあります。

予防の主なポイントは2つ！

①のどが渇く前にこまめに水分をとみましょう。

起きた時・入浴前後・寝る前など、こまめにコップ1杯(200ml)の水分をとるように心がけましょう。食事以外で飲む水分の目安は1日あたり**1.2ℓ**です。

※アルコール類は水分補給には適しませんので注意しましょう。

②暑さを避けるようにしましょう。

例えば・・・

- ・ **エアコン**をつけて気温を調節する。
- ・ **通気性のよい服装**で過ごす。
- ・ 外出時には**日傘**や**帽子**を着用する。
- ・ 日陰を利用して**こまめに休憩**をとる。

上の**2つ**のことに注意して、熱中症にならないようにしましょう。

新型コロナウイルス感染症予防のため、マスクの着用がすすめられていますが、体内に熱がこもりやすくなる、喉の渇きを感じづらくなるなど、熱中症のリスクが高まると言われています。そのため、例年以上の水分補給を心がけましょう。

咲かそうよ 笑顔の花を 歯みがきで



6月4日～10日は「歯と口の健康週間」です

むし歯と歯周病は、歯の喪失をもたらす主な原因となります。歯の数が多いほど、また歯の定期検診に通っている人ほど健康であるというデータもあります。

次の4つの点を実行して、歯と口の健康を保ちましょう。

★毎食後の歯みがき

★規則正しい食生活

★フッ化物の利用

- ・ 乳幼児を対象に、フッ化物塗布を実施しています。
- ・ 保育所・認定こども園等や小・中学校における集団でのフッ化物洗口を推進しています。

★定期的な歯科健診

- ・ 早期発見や予防のために、かかりつけの歯科医院で定期的な歯科健診や歯の清掃を受けましょう！

雲仙市では20歳～74歳の方を対象にお口のチェック健診（歯周病予防健診）を行っています。詳しいことは5月に配布しています【令和2年度 雲仙市健（検）診のお知らせ】でご確認のうえ、ぜひこの健診をご利用ください！



毎年6月に島原市で開催される「お口の健康まつり」は中止となりました。



「健康が気になる」「眠れない」

「何かしら不安になる」

「タバコをやめたい」など、

からだやこころの健康に関する相談に各総合支所等で保健師が対応します。予約制となります。

相談をご希望の方は事前に健康づくり課または各総合支所へご連絡ください。

6月の相談日

時間：午前9時～11時30分

場所	日にち
国見総合支所	9日(火)
瑞穂総合支所	24日(水)
雲仙市役所	5日(金)
愛野総合支所	19日(金)
千々石総合支所	8日(月)
小浜総合支所	23日(火)
南串山総合支所	

問 健康づくり課 ☎0957-36-2500

『わたしの人生ノート』ができました！

厚生労働省の調査(*)によると、これまで家族や医療介護関係者と人生の最終段階における医療・療養について「詳しく話し合っている」と答えた国民の方は、わずか2.7%でした。話し合ったことがない人の半数以上が「話し合うきっかけがなかったから」と答えています。家族や身近な人たちと話し合うきっかけになることを願い、雲仙市版『わたしの人生ノート』を作成しました。人生の最期を、どこでどんなふうに過ごしたいかを考えることは、最期までどのように生きるか、ということを考えることにつながります。

(※平成29年度人生の最終段階における医療に関する意識調査結果より)

『わたしの人生ノート』は、次のような内容で構成されています。



- ・わたしのこと その1 (名前・生年月日などの基本的な情報)
- ・わたしのこと その2 (生まれたころ、子どものころ、働き盛りのころなどの思い出)
- ・家族(緊急)連絡先
- ・かかりつけ医療機関
- ・これからのこと(何を大切にして生きていきたいか、介護のこと、終末期のこと、葬儀のこと、お墓のこと等)

- ・お気に入りについて(好きなもの、趣味、宝もの等)
- ・大切な人に伝えたいこと

人生ノートを書くことで、ご自身の大切な方々への想いや、伝えておきたい重要な事柄など、日々の生活ではなかなか伝えきれないことを伝えることができ、もしもの時にあなたの大切な人の助けとなります。

人生100年時代を自分らしく生きるために、人生ノートを書いてみませんか？

『わたしの人生ノート』について 出前講座を行います！

- 内 容** 人生ノートを書く目的、書き方について
所要時間 1時間程度
対 象 者 若い方から高齢者の方まで全世代
申 込 開催予定の1か月前までに、下記の内容を連絡してください。
 (開催日、時間、団体名、参加予定人数、会場、代表者氏名と連絡先)

※受講者全員に、『わたしの人生ノート』を無料で配布します。

お問い合わせ・お申し込みは、福祉課へお願いします。

やってみよう! ~ワンポイント手話~

今月の手話「お大事に」



【解説】

胸に当てた左手の甲を、右手で2回ほど回してなめます。

★左手は身体をかばい、
右手は大切さを表しています。

※手話には、左右の決まりはありません。
右手でも左手でも利き手で表現できます。

令和元年度に雲仙市手話言語条例が施行されました。手話を通じて障害への理解を深め、誰もがお互いに尊重し、支え合い、地域社会において安心して暮らすことができる雲仙市を目指します。

「広報うんぜん」音訳CDの配布と貸出について

【音訳CDの配布】

「広報うんぜん」の音訳CDを、身体障害者手帳(視覚に障害のある人)をお持ちの人には無料で配布しています。ご希望の人は福祉課までご連絡ください。

【音訳CDの貸出】

「広報うんぜん」をCDに録音したものを、無料で貸し出します。(貸出期間は2週間です。)

貸し出し場所は、福祉課、雲仙市図書館および各公民館図書室です。



通学支援事業について



雲仙市では、特別支援学校（小学部、中学部、高等部）への通学に係る保護者の負担軽減および児童や生徒の自立促進を目的として「通学支援事業」を実施しています。

支援の内容は、児童や生徒が安心、安全に通学できるよう、特別支援学校への通学時にヘルパーが付き添い、障害の程度や特性に応じて必要な支援を行うものです。

保護者の方からは、「子どもの学校の送迎のために、仕事を退職しないといけなかったと思っていたとき、この通学支援制度を教えていただき、活用することで大変助かっています。ヘルパーさんに一緒に行ってもらえることで安心安全に通学できているのが一番ありがたいです。」など感想をいただいています。詳しくはご相談ください。

問 福祉課 ☎0957-36-2500

雲仙市地域自立支援協議会 就労部会だより

(福)南高愛隣会 就労継続支援A型事業所 瑞宝太鼓 のご紹介

瑞宝太鼓は「希望し、努力し、感謝して生きる」をテーマに、国内外で和太鼓を通じた職業芸能活動を行っています。太鼓公演（イベント、コンサートなど）、講習活動、夢大使（人権講話活動など）、グッズ製作販売、トレーニング等を通じて、社員お一人おひとりの特性と個性を活かし、個別支援計画を作成し、働きやすい職場環境とともに喜びを共感しあえる場を提供しています。

現在、16名の障がいのある方が働いています。県内のA型事業所の中でも高い賃金支給実績で、働く誇りを感じ、国内外でも高い評価を受けています。今後も舞台芸術を中心に障がい者の芸術活動の発展に貢献していきます。



（和太鼓講習の風景）

- ・事業内容：和太鼓を通じた興行活動（公演、講習）およびそれに付随する作業
- ・勤務時間：午前8時～午後5時の間で8時間以内（時差出勤、公演ツアー有）
- ・雇用内容：（週30時間以上勤務）社会保険加入、退職金共済加入
（週20時間以上勤務）労働保険加入
各種手当有、送迎サービス有（島原～愛野の区間）

※就労継続支援A型事業所とは、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識および能力の向上のための訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行います。一般企業との違いは、職業指導員や生活支援員が配置されていますので、個々に応じた生き活きと働くための支援を受けることができる事業所です。

問 就労継続支援A型事業所 瑞宝太鼓 ☎0957-77-3934



雲仙市地域自立支援協議会 子ども支援部会だより

こんにちは、雲仙市地域自立支援協議会の子ども支援部会です。部会の紹介と令和元年度の活動についてご報告します。

子ども支援部会とは

- ・子ども支援部会は、障がいのある子どもたちが成長段階に応じて一貫した支援を受けられるように、障がい児支援に携わる関係機関が集まり、ニーズに沿った充実した支援をするために何が必要かを協議しています。
- ・部会では、障がいのある子どもの親や教育機関、主任児童委員、保育園、福祉事業所や保健師など20名が委員として活動しています。



活動報告

- ・令和元年度は、子ども相談支援マップ（子どもの発達や障がいについての相談先やサービス事業所について記載されたリーフレット）を作成し、各機関へ配布を行いました。
- ※市ホームページにも掲載しています。「雲仙市子ども相談支援マップ」で検索してください。
- ・また、普段の生活の中で医療的なケアが必要な在宅の子どもたちとその家族について、地域での支援のあり方についての協議を始めました。令和2年度では、対象者や社会資源についての実態とニーズ把握を行う予定です。

問 福祉課（子ども支援部会事務局）☎0957-36-2500



雲仙市子ども支援課 相談員を紹介します



子育て支援員 宮本葉子(みやもとようこ)

○保育所や認定こども園、地域子育て支援センターや病児・病後児保育など、総合的に、子育てに関する情報の提供や相談に応じます。

母子・父子自立支援員 新垣由美子(しんがきゆみこ)

○母子家庭・父子家庭・寡婦の方を対象に各種相談、母子父子寡婦福祉資金の受付、就労相談などの窓口となり必要な情報の提供や援助を行っています。
○DV相談もお受けいたします。



家庭児童相談員 野村明美(のむらあけみ)

○妊婦・子ども・保護者等を対象に、子育て、虐待の疑い、不登校等の相談を受け、必要に応じて児童相談所との連携、関係機関の紹介を行っています。

子育てサポートセンターアドバイザー 増田陽子(ますだようこ)

○保育園や学童クラブへの送迎など、子育て中の“ちょっと困った!”を解決する応援をしています。ぜひ、ママのリフレッシュにもお役立てください。



♪気になることがありましたら、お気軽にご相談ください♪

問 子ども支援課 ☎0957-36-2500

日本脳炎予防接種のお知らせ

日本脳炎は、日本脳炎ウイルスにより起こる病気で、蚊を介して感染します。突然の高熱、頭痛、嘔吐などの症状が出て、意識障害や麻痺等の神経系の障害を引き起こす場合もあり、後遺症が残る症例もあります。

危険な病気ですが、ワクチンで予防できます。対象の年齢(月齢)になったら、早めに接種しましょう。

◇【定期予防接種】日本脳炎予防接種が受けられる年齢と接種回数

接種回数	対象者	標準的接種期間と接種回数
1 期 初回 (1回目・2回目)	生後6か月～90月未満 (7歳6か月未満)	3歳から4歳の間に2回 (期間を1～4週間あける)
1 期 追加 (3回目)	生後6か月～90月未満 (7歳6か月未満)	4歳から5歳の間に1回 (※初回接種後、期間を概ね1年あける)
2 期(4回目)	9歳～13歳未満	9歳から10歳の間に1回

◇【特例措置】

平成17年度から平成21年度にかけての積極的な勧奨の差し控えにより、日本脳炎の予防接種を受けられなかった人は、特例措置により無料で接種することができます。母子健康手帳を確認し、不足分があれば、予防接種を受けましょう。

特例措置の対象者	平成12年4月2日～ 平成19年4月1日生まれ	平成19年4月2日～ 平成21年10月1日生まれ
接種できる年齢	20歳未満まで	9歳～13歳未満
接種できる回数	1期(3回)、2期(1回) の不足回数分	1期(3回)、2期(1回) の不足回数分

問 子ども支援課 ☎0957-36-2500

子育て世帯への臨時特別給付金について

「子育て世帯への臨時特別給付金」は、小学校等の休業等により新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯の生活を支援する取り組みとして、児童手当を受給する世帯(0歳～新高校1年生のいる世帯)に対する臨時特別給付金(一時金)です。公務員以外の支給対象者には通知を5月18日に送付しました。

■支給対象者

基準日時点で雲仙市にお住まいの人で、令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当(特例給付を除く)の支給を受けている人。

※特例給付・・・平成30年の所得が児童手当の所得制限限度額以上で、月額一律5,000円の支給を受けている人。(給付金の支給対象者になりません)

■対象児童

①令和2年4月分の児童手当の対象となっている児童(基準日：令和2年3月31日)

②令和2年3月分の児童手当の対象となっている児童で、4月から新高校1年生になっている等の事由により、4月分の児童手当の対象となっていない児童(基準日：令和2年2月29日)

■給付額

対象児童の人数 × 10,000 円(児童手当の指定口座に振り込み。)

■支給対象者(公務員を除く)の手続き

①給付金を受けるための、手続きは必要ありません。

②**支給日・・・令和2年6月10日(水)**

■公務員の支給対象者の手続き

①給付金を受けるために、申請手続きが必要です。

→**申請期間は、6月1日(月)から9月30日(水)まで**

②支給日・・・申請受付後、随時支給。

③手続き書類については、郵送での提出も可能です。お早めの手続きをお願いします。

郵送による提出先：〒854-0492 雲仙市千々石町戊582番地 雲仙市役所 子ども支援課

※公務員の手続き書類については、所属庁より配付されます。

問 子ども支援課 ☎0957-36-2500

6月は、児童手当の現況届の月です

児童手当を引き続き受給する要件等の確認のため、毎年6月中に現況届の提出が必要です。

受給者(5月以前から児童手当を受給し、6月以降も引き続き受給する人)へ必要書類を送付しますので、必ず提出してください。現況届の提出がない場合は、6月分以降の手当が受給できなくなります。

■手当の支給

児童手当は、2月、6月、10月に支給されます(年3回)。

■1人当たりの手当月額

【3歳未満】	一律	15,000 円
【3歳以上小学校修了前】	第1子、2子	10,000 円
	第3子以降	15,000 円
【中学生】	一律	10,000 円
【所得制限世帯】	一律	5,000 円

■その他

子どもの出生や住民異動、または受給者の転入・転出や、対象となる子どもを養育するようになった場合(または養育しなくなった場合)などには手続きが必要です。

問 子ども支援課 ☎0957-36-2500

一泊二食付き各種プランが
全て1割引

夕食はゆっくりと部屋食で堪能出来ます！

小浜温泉 **なごみのやど 旅館富士屋**

TEL. 0957-74-2155 お気軽に問い合わせ下さい。

農薬散布作業を代行！

見積無料
粒剤 OK!
段々畑
野菜なども OK!

楽しい農業 楽する農業 Team AGRI

まずはお電話で 9:00~17:00
090-2282-3613

楽農ドローン
南島原市深江町西547-2

ひとりで悩んでいませんか？

新型コロナウイルスに伴う外出自粛や休業が行われる中、生活不安・ストレスから**DV被害の深刻化**が懸念されています

DV 相談ナビ

配偶者等からの暴力 ここに でんわ **0570-0-55210**

ひとりで悩んでいませんか？

配偶者や恋人等からの暴力（DV）に悩んでいませんか。

(参考：内閣府男女共同参画局HP)

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、外出自粛や休業などが行われているなか、生活不安やストレスにより、配偶者等からの暴力(DV)の増加や深刻化が懸念されています。

DVに悩んでいる方が最寄りの配偶者暴力相談センターに相談できるよう、全国共通のナビダイヤルを設けています。

夫婦間等で「暴力を振るわれている」「辛い」と感じたらまず相談してください。

また、緊急の場合はためらわずに110番通報をしてください。

はぴねす通信

男女が互いを認め合い、尊重し、協力し合うまち 雲仙市

Vol.147

問 雲仙市
男女共同参画センター
(地域づくり推進課内)
☎0957-38-3111

6月23日～29日の1週間は「男女共同参画週間」です。

— 令和2年度「男女共同参画週間」キャッチフレーズの決定 — ＜最優秀作品＞

- ・そっか。いい人生は、いい時間の使い方なんだ。
- ・「ワクワク・ライフ・バランス」

くらしの情報通信

Case 38

今月のテーマ

知らないと怖い！ネットトラブル フリマサービスのトラブルにあわないために

雲仙市消費生活センター ☎0957-38-7830

困ったときは消費生活センターへすぐ相談！

フリマは個人同士の取引であり、トラブルは原則として**当事者間で解決**することが求められています。話し合う場合は、冷静なやり取りを心がけましょう。



◆「現金」「盗品」「医薬品」「金券」など、フリマには利用規約などで出品が禁止されている商品などが多数あります。違反行為があると、過去の実績に関係なくアカウントが停止されることもあります。

◆中古品の場合、イメージ違いなどのトラブルが起こりやすくなります。また、届いた商品が写真や説明文と違ったり、傷などがあつたりというケースもあります。商品に納得できない場合は、受取手続をしないようにしましょう。

◆取引の流れを確認し、ルールを必ず守りましょう。エスクローが導入されている受取手続後のトラブルは、補償制度を除き、運営会社側で対応できないケースがあります。

トラブルにあわないためのポイント

◆**取引の流れを確認し、ルールを必ず守りましょう。**エスクローが導入されている受取手続後のトラブルは、補償制度を除き、運営会社側で対応できないケースがあります。

事例

バッグを購入したが傷だらけだった。受取手続を保留したら、売主から脅すようなメールが届くようになり、運営会社に相談しても「双方で話し合う」と言われた。

安全な取引のしくみ

代金のやり取りには**エスクロー**のシステムが導入されています。エスクローとは、売主と買主の間に運営会社が介在し、商品未着や代金支払いなどのトラブルを防ぐしくみです。その他、配送事故やコピー品などに対する独自の補償制度を設けているフリマもあります。いずれも運営会社により適用条件が異なりますので、事前に確認しましょう。

保険の見直し・相談

保険のことなら何でも答えてくれる相談窓口で、何度相談しても一切料金がかりません。まずは、「広報うんぜんを見た」と言っで電話予約を。



保険フリーニク 雲仙国見店

☎0120-309-929

営 10時～18時

休 毎週土曜・お盆・年末年始

住 長崎県雲仙市国見町

土黒甲 83・2

募集代理店：有限会社さんき

雲仙市・愛野町 **くらしの無料法律相談**

交通事故 保険関係 相続関係 家庭問題(離婚・遺産・養育費) 刑事事件 借金問題 労働問題 不動産関係(賃貸トラブルなど)

予約制 愛野保健福祉センターにて**無料法律相談**を 月1回(土曜日)開催中 ※開催日時についてはお問い合わせください

松尾家臣法律事務所 ☎092-731-2051 弁護士 松尾 家臣 愛野町出身/昭和31年 慶早高校卒業 (受付平日17時30分まで)

メールでのお問い合わせは ➡ maisuo201503@gmail.com

「広告」

■日曜日乳がん検診のお知らせ

日曜日にマンモグラフィー検査を受けてみませんか？受付から検査まで全て女性スタッフが対応いたします。

(注) 39歳以下の人授乳中の人、胸にシリコンが入っている人、心臓ペースメーカー植込みの人は、受診できません。

日程 7月19日(日)、10月18日(日)、令和3年1月17日(日)

午前9時～午後4時
場所 愛野記念病院 健診プラザ

実施検査 マンモグラフィのみ(40歳以上の女性)

負担金 500円 ※無料クーポン券をお持ちの人、70歳以上の人、生活保護の人(確認書が必要)は、無料です。

予約問 愛野記念病院 健診プラザ
☎0957(27)5757

■令和2年度第1回消防設備士試験のお知らせ

試験日 8月23日(日)午前10時～
試験会場 長崎大学文教キャンパス他

試験の種類 甲種および乙種
出願期間 書面申請 6月15日(月)～6月26日(金)、電子申請 6月12日(金)～6月23日(火)
問 (一財)消防試験研究センター 長崎県支部
☎095(822)5999

■精神保健福祉相談(無料)のお知らせ

「眠れない、気分の落ち込みが続く」「薬物・アルコール・ギャンブル依存」「思春期特有の悩みなのか病気の判断できない」など、本人やご家族の相談に応じています。

精神科医師による相談
7・8・10・11・12月は火曜日、6・9・12・3月は木曜日

午後2時～5時(予約制)
保健所職員・保健師・作業療法士・社会福祉職等)による相談

月～金曜日
午前9時～午後5時
場所 県南保健所

予約問 県南保健所 地域保健課
☎0957(62)3289

■高次脳機能障害に関する相談窓口について

脳卒中や交通事故などで脳にダメージを負った後、高次脳機能障害による症状により生活や仕事などでお困りの人はお気軽にご相談ください。

問 県南保健所 地域保健課
☎0957(62)3289

■まかせて安心 スポーツ安全保険

部活動などでの団体活動中の事故、移動中の事故に備えスポーツ安全保険にご加入ください。
加入対象 4名以上の団体・グループ(スポーツ活動、文化活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、地域活動など)

■令和2年度長崎県銃砲刀剣類登録審査会

銃砲刀剣類は審査を受けて「銃砲刀剣類登録証」の交付を受けた後、所持することができます。

日程 ①9月7日(月)②12月7日(月)③令和3年3月1日(月)

場所 ①長崎県庁②長崎県北振興局

時間 午後1時～4時
持参するもの 銃砲刀剣類、銃砲刀剣類発見届出済証(新規登録のみ)、手数料

問 県教育庁 学芸文化課
☎095(894)3384

■九州電力送配電からののお知らせ

4月より分社化に伴い、連絡先の会社名・電話番号が変わりました。停電時や電柱・電線など電気設備に関するお問い合わせや申し込みは、次の問い合わせ先へご連絡ください。

問 九州電力送配電(島原配電事業所)
☎0120(986)942

■6月7日(日)から6月13日(土)まで、危険物安全週間です!

危険物(ガソリン、灯油など)が絡む事故、火災を起こさないよう、取り扱いには十分注意しましょう。

令和2年度 危険物安全週間推進標語「訓練で 確かな信頼 積み重ね」

問 県央地域広域市町村圏組合 小浜消防署
☎0957(74)3231

島原地域広域市町村圏組合 消防本部予防課
☎0957(62)5857

■放送大学 入学生募集のお知らせ

放送大学は10月入学生を募集しています。資料は無料で差し上げていますので、お気軽にお問い合わせください。

出願期限 (第1回)8月31日(月)まで (第2回)9月15日(火)まで
問 放送大学 長崎学習センター
☎095(813)1317

■無料相談所(遺言などの法律相談)をご利用ください!

諫早公証役場では、平日の午前9時から午後5時まで、6月13日(土)の午前10時から午後4時まで遺言、相続、離婚養育費、任意後見人など市民の皆様の相談に応じています。

相談は無料、秘密厳守ですので遠慮なくお電話ください。(予約制)
問 諫早公証役場 諫早商工会館4階
☎0957(23)4559

1. 不動産登記 / 相続、贈与、売買、抵当権設定等
1. 商業登記 / 会社設立、役員変更等
1. 成年後見人申立、農地法申請手続

・相続登記はお済みですか?
・遺言は書かなくて大丈夫ですか?
お気軽にご相談ください

司法書士／行政書士
ひらの やすまろ
平野康磨事務所
雲仙市小浜町北野1055番地
TEL 0957-74-5512
E-mail:hirano_55@yahoo.co.jp

「広告」

家族葬 ￥250,000～
一般葬 ￥350,000～

事前相談 無料受付中
金銭募集中

心に残る感動のセレモニーを
どこよりも低料金で、どこよりもいそこめて、あめ細からサービスを提供いたします。

雲仙市民斎場
Fiore かなはま

お気軽にお問い合わせください
Tel. 0957-74-2871
24時間受付中
収容人数: 250名
駐車場 150台完備



チェさんの活動日記

雲仙市の皆さん、アンニョンハセヨ！（こんにちは）
 新型コロナウイルス感染症拡大により休業・休校などが続き、日常生活も制限され、色々な所で深刻な影響が出ていますね。1日も早く終息することを願っています。
 全世界的にも「ソーシャルディスタンス(社会的距離)」や「ステイホーム(家にいよう)」を積極的に呼び掛けています。韓国でも外出を自粛しようという動きがあり、家ごもりの時間を有効に使うと様々な工夫をしています。
 そこで韓国で流行ったのが、400回以上混ぜて作る「タルゴナコーヒー(달고나커피)」です。「タルゴナ」とは砂糖で作る日本の「カルメ焼き」と似ているお菓子のことで、この「タルゴナ」と見た目が似ていることから「タルゴナコーヒー」と呼ばれるようになりました。クリームのようにふわふわになるまで混ぜないといけなくてひまつぶしにちょうどいいんです！牛乳に完成した「タルゴナ」クリームをのせて飲むラテ風のコーヒーで、たくさんの方がSNSなどで自分が作った「タルゴナコーヒー」の写真や動画をアップしながら家で過ごす時間を楽しめています。最近「タルゴナ」の名前が付いた色々な商品も発売されるほどの大ブーム！少ない材料で簡単に作れますので、皆さんもぜひ作ってみてください！体調には気を付けながらお家時間を楽しめたらと思っています。

▶タルゴナコーヒー



<タルゴナコーヒーの作り方>

材料 インスタントコーヒー(小さじ2杯)、砂糖(小さじ2杯)、お湯(小さじ2杯)、牛乳(適量)
作り方

- ①器にインスタントコーヒー(ブラック)、砂糖、お湯を入れます。
 - ②キャラメル色のふわふわなクリーム状になるまで泡立て器で混ぜます。
 - ③カップに牛乳を注ぎ、その上にクリームを乗せ、よく混ぜてから飲みます。
- ※コーヒーと砂糖、お湯の量は基本同じ量ですが、好みによって調節しても構いません。

未来に伝えよう文化財

埋蔵文化財の包蔵地(遺跡内)で開発事業を行う場合や、指定文化財の現状を変更する場合は届出や許可が必要となります。早めに相談や手続きをお願いいたします。

◆埋蔵文化財

市内の地中には、たくさんの古代遺跡(埋蔵文化財包蔵地)が眠っています。
 遺跡のある土地で開発事業や住宅の建設を行う場合は、文化財保護法に基づく教育委員会への届出が必要です。工事や開発事業を計画される場合は、事前に遺跡の有無や範囲を教育委員会に確認してください。



◀市指定文化財
高下古墳出土品

◆史跡名勝天然記念物

市内には特別名勝温泉岳をはじめとした、史跡名勝天然記念物があります。
 史跡名勝天然記念物の指定区域内で工事等を行う場合は、雲仙市教育委員会や文化庁長官の許可が必要な場合があります。許可までに期間を要しますので、早めに相談および申請をお願いします。

対象文化財(例)

<特別名勝>

温泉岳(温泉岳は普賢岳一帯から地獄地帯、田代原、諏訪の池に至る広範囲が指定区域となります。)
 ※温泉街周辺も範囲に含まれます。建物の建築や改修などを行う場合は文化庁の許可が必要な場合があります。

<天然記念物>

平成新山(小浜町)、普賢岳紅葉樹林(小浜町)、地獄地帯シロドウダン群落(小浜町)、野岳イヌツゲ群落(小浜町)、原生沼沼植物群落(小浜町)、池ノ原ミヤマキリシマ群落(小浜町)、土黒川のおキチモズク発生地(国見町)など。

<史跡>

南串山のキリシタン墓碑(南串山町)、小浜町茂無田のキリシタン墓碑(小浜町)、小浜町椎山のキリシタン墓碑(小浜町)、小浜町土手之元のキリシタン墓碑(小浜町)、鬼の岩屋(国見町)、長栄寺のひいらぎ(国見町)、杉峰城跡(瑞穂町)、弘法原遺跡(吾妻町)、一本松古墳(愛野町)など。



◆伝統的建造物群保存地区

国見町神代小路地区の約9.8ヘクタールが、江戸期の武家屋敷群を基盤とした伝統的景観を今日に伝える地区として、国の重要伝統的建造物群保存地区の選定を受けています。
 保存地区内で、外観の景観を変更する行為を行う場合は、現状変更申請を行う必要があります。



▲神代小路のまちなみ

問 埋蔵文化財について

：雲仙市歴史資料館 国見展示館

☎0957-78-2334

埋蔵文化財以外の文化財について：生涯学習課 文化財班

☎0957-37-3113

創業昭和 四年

シロアリ駆除
松尾白蟻



南島原市加津佐町

0957-87-5112

雲仙市小浜町飛子

0957-74-9865

有明しまばら法律事務所

長崎県弁護士会所属 弁護士 大田 真和

取扱分野

借金問題、離婚、養育費、相続、成年後見、交通事故、労働、不動産、犯罪被害者支援、事業者関係など全般。

相談

初回相談は無料です。相談は土日・夜間も可能です。

依頼費用

分割払いなどの取扱あり。ホームページに詳細記載。

相談予約

お電話にてお気軽にお問い合わせください。

ひとりで悩まずに

お気軽にご予約ください。

TEL.0957-61-0888

長崎県島原市今川町1850-1大手門ビル5階(電話受付：平日17:30まで)

広告

職員のコラム

▼健康福祉部保護課の林田と申します。入庁より2年間は秘書広報課に在籍し、今年度から保護課にて勤務しております。秘書広報課では主に広報業務を担当していましたが、取材活動時には市民の皆さんの心の温かさに何度も助けていただきました。入庁時から広報業務に携わることができたことは、市民の皆さんの声や思いを知ることができた大変貴重な時間であり、今後の職務を果たしていく上で土台となる経験を積むことができたと考えています。▼現在所属している保護課では、経済的に困窮した方々の生活支援や就労支援などを行っています。訪問活動や相談業務を行うなかで、日々の生活への不安や物事が上手くいかないことへの悩みなどを抱えている方が多くいらっしゃいます。ただ、これらの思いは全て「何とかならないものか」という前向きな強い気持ちを持っているからこそ生まれる感情だと私は考えています。そうした前向きな気持ちに寄り添い、憂いを少なくしていただければと考えています。▼また、私が職務を行う上で、大切にしている言葉として「人の命に係わる業務でもある」があります。これは先輩職員から心構えを説かれた際に教わった言葉です。この言葉の背景には、高齢で単身世帯の方、身体に障がいがある方、重い病気を患っており仕事をしなくてもできない方など日々の生活に本当に困っている方々の存在があります。保護課では、このような方々の最後のセーフティネットとして機能することができるよう、皆が全力で業務に取り組んでいます。▼最後になりましたが、今はまだ感染症の影響を残す社会情勢の渦中にあります。支援が必要な方は躊躇せず、まずはご相談ください。

I love...♡

保護課 林田 将斗



◀「毎年6月に見頃を迎える、小浜温泉街のジャカラダが私のお気に入りの花です。」と林田主事。

無料実施中

風しん対策にご協力ください！

対象

昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性

クーポン券を使って抗体検査と予防接種を受けましょう

★対象者には4月末に下記の封筒を送付しています。

紛失や転入された方は、再発行の申請が必要になりますので、お問い合わせください。

※すでにクーポン券で抗体検査や予防接種を受けた方は2回目の受診はできませんので、ご了承ください。

表



裏



※詳細は、郵送済みの封筒に同封されている書類および厚生労働省のホームページ「風しんの追加的対策について」をご参照ください。

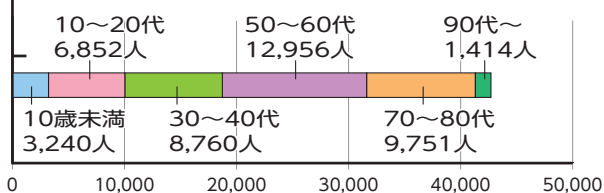
問 健康づくり課 ☎0957-36-2500

人のうごき(4月末)

【住民基本台帳月報】

■人 □：42,973人 (前月比+22人)
男性：20,329人 女性：22,644人
■世帯数：17,372世帯 (前月比+42世帯)

●雲仙市の人口
割合(4月末)



吾妻町のはた“ケンボソー”



長崎県では、風のことを「はた」と呼び、各地にはた揚げの文化があります。吾妻町では「ケンボソー」と言われるはたが伝えられています。すべての寸法が一定の比率で決まっており、色は7色、使用する竹の本数は31本と非常に多い本数です。長男が生まれた際、健やかな成長を願い作られていました。雲仙市吾妻町のはた保存会では、今年は中止となりましたが例年のはた揚げ大会を実施しています。

問 生涯学習課 ☎0957-37-3113

「広告」



こども食堂 in 浜観ホテル
(小浜町北本町 1681)

6月28日(日) ひる 11時半～1時半

こども (中学生まで)：むりょう！ 毎月、最終日曜日に開催します！

保護者の方がお食事される場合：100円
(問) ジスコホテル：0957-27-1112

ジスコ子ども支援のLINEはじめました！

ぜひ友だち追加をお願いします▶



市民講座 UNZEN

市民講座「UNZEN」スタート! どの地区でもいくつか!!
『自分作り』・『仲間作り』を始めませんか?
個人で、あるいは仲間とともに、楽しく学びましょう!
申込み受付は、平日午前9時～午後5時までです。
皆さんのご応募お待ちしております。

穏やかな時間の過ごし方講座①



北欧のティータイム・FICA(フィーカ)で楽しむ、ひとときを。

北欧の暮らしや余暇の過ごし方などの話を交えながら、スウェーデン語で「甘いものと一緒にお茶をする」という意味のFICA(フィーカ)を体験してみませんか?
ブルーベリータルトとアールグレイ(紅茶)のロールパンを作ります。

日 時	6月29日(月) 午前10時～午後2時	持 参 品	エプロン・マスク・三角巾・手拭き用タオル・ 筆記用具
対 象	一般	場 所	瑞穂町公民館 調理室
定 員	8名 (先着順)	申 込 先	教育委員会瑞穂駐在(☎0957-77-2125)
講 師	本多 イナ 氏	申込期間	6月8日(月)～18日(木)
費 用	1,500円程度		

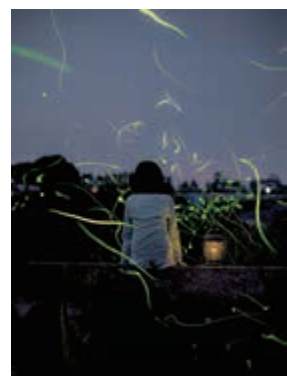
地域生涯スポーツ指導者研修講座を開催します!

少年スポーツ指導者向けの、運動神経を鍛えるコーディネーショントレーニングについての講座を行います。
指導者でない方もお気軽にご参加ください。

日 時	7月3日(金) 午後7時～9時(受付午後6時30分～)
会 場	雲仙市吾妻体育館
参加対象	・少年スポーツ指導者および保護者 ・小・中学生(小・中学生は保護者同伴をお願いします)
講 師	井出 かおり 氏 (スポーツクラブオリンピア) 岩崎 達郎 氏 (スポーツクラブオリンピア)
申込方法	所定の用紙にご記入のうえ、スポーツ振興課またはお近くの教育委員会駐在へ6月24日(水)までにご提出ください。
準 備 品	運動のできる服装、体育館シューズ、タオル、飲み物
※新型コロナウイルス感染症の影響により、中止となる場合があります。	

問 スポーツ振興課 ☎0957-37-3113

今月の表紙「ホタルと少女」



今月の表紙写真は、竹田満輝さんに提供していただきました。
撮影場所は、瑞穂町西郷の栗林地区です。ゲンジボタルが飛び交う季節となり、5月上旬に娘さんとホタル観賞に行ったそうですが、その日はほぼ満月で月明かりが強く、ホタルが飛んでくれるか心配していたそうです。ホタルの光が幻想的で綺麗ですね。

蛭マップ

竹田さんは7年ほど前から独自で西郷川周辺の「蛭マップ」を作成されています。以前は、小学生とホタルを観賞するイベントにも携わっていました。「蛭マップ」は6月30日(火)まで市ホームページに期間限定で公開しています。



「表紙写真」を大募集!

「広報うんぜん」では、市民の皆さんに親しみある広報紙となるよう、「表紙写真」を募集しています。詳しくは市のホームページをご覧ください。

募集内容 年12回発行の「広報うんぜん」の表紙を飾る、雲仙市の特徴(イベント+市民、自然+市民、物産+市民など)を表す写真を募集します。

応募締切 月ごとに締切が異なります。7月号は6月12日(金)必着です。
採用された場合、7月号の表紙に掲載いたします。

その他 表紙写真で採用された場合、3,000円分のQUOカードを贈呈いたします。

問 秘書広報課 ☎0957-38-3111

